

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項第5号、第7号及び第10号の規定に基づき、法第29条第1項に規定する指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型の指定を取り消すこととしました。

1 対象事業者

- (1) 法人名 悠風合同会社
- (2) 代表者 代表社員 古川 謙人
- (3) 所在地 高崎市砂賀町32番地3サニービル401

2 対象事業所

- (1) 事業所名 desir
- (2) 事業所の所在地 高崎市砂賀町32番地3サニービル401
- (3) サービスの種類 指定就労移行支援及び指定就労継続支援B型
- (4) 定員 20人
- (5) 指定年月日 令和3年4月1日
- (6) 事業所番号 1010202529

3 指定取消年月日 令和5年1月20日

4 指定取消理由

(1) 不正請求（法第50条第1項第5号該当）

- ア 不正請求額 603,465円
- イ 不正請求期間 令和3年5月から令和4年3月
- ウ 不正請求件数 80件
- エ 不正請求の事実の概要

(ア) 令和3年5月から令和4年3月の間、利用者からの欠席の意思表示があった等、当該事業所の利用の事実がないにもかかわらず、サービス提供実績記録票、支援記録等を偽装し、不正に給付費を請求し、受領した。

(イ) 令和3年12月に実施した調査において報酬算定基準を満たさない不適切な在宅支援の実施が認められ、令和4年2月に改善を求めた。しかしながら、本市支給決定の利用者に関しては、報酬算定基準を満たさないため在宅支援を認めていないにもかかわらず、改善を求められた日以降も基準違反状態である在宅支援の提供を継続し、不正に給付費を請求し、受領した。

(2) 虚偽答弁（法第50条第1項第7号該当）

監査における管理者に対する聞き取り調査において、利用者との連絡手段であるチャットアプリの内容を削除したにもかかわらず、事実を不知であるという虚偽の答弁を行った。

(3) 不正不当（法第50条第1項第10号該当）

上記(1)の不正請求に関し、サービス提供実績記録票、業務日誌及び支援記録等の書類について、虚偽の記録を作成した。

5 訓練等給付費の不正利得の徴収等（返還金）

上記４に係る報酬について、不正に請求し、受領していた訓練等給付費を返還させるとともに、法第８条第２項の規定により、当該返還金額に１００分の４０を乗じて得た加算額を求める。

6 欠格事由該当者

代表社員 古川 謙人

管理者 大久保 吏恵